

富山城南病院 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

重要事項説明書

1. 法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 城南会
代表者名	理事長 飴谷 博
所在地・連絡先	(住所) 富山市太郎丸本町1丁目8番1 (電話) 076(491)3366 (FAX) 076(491)2852

2. 事業所の概要

名称	富山城南病院
管理者名	理事長 飴谷 博
所在地・連絡先	(住所) 富山市太郎丸本町1丁目8番1 (電話) 076(492)3693 (FAX) 076(491)2852
都道府県知事許可番号	1670114980

3. 事業の目的と運営方針

- (1) 病気やけが等により家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態、若しくはかかりつけの医師が訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の必要を認めた者に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問して訪問リハビリテーション等サービスを提供します。
- (2) 訪問リハビリテーション等は、健康保険法及び介護保険法の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように又利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とする。
- (3) 事業所では、利用者の有する能力に応じ訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、介護その他日常的に必要なとされる医療を提供し在宅における日常生活の回復を目指す。
- (4) 事業所は、訪問リハビリテーション等の実施にあたって地域の保健・医療・福祉サービスを提供する関連機関、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

4. 事業所の職員体制

従事者の職種	人数（名）	職務の内容
管理者（医師）	1名	利用者の診療，事業所の従業者の管理，訪問リハビリ業務の実施状況の把握等．
作業療法士	1名以上	多職種共同による評価を行いリハビリ実施計画の作成，訪問リハビリ等の実施．
言語聴覚士	1名	多職種共同による評価を行いリハビリ実施計画の作成，訪問リハビリ等の実施．

5. 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（８：２０～１７：２０）	勤務表による
作業療法士	正規の勤務時間帯（８：２０～１７：２０）	勤務表による
言語聴覚士	正規の勤務時間帯（８：２０～１７：２０）	勤務表による

6. 事業の実施地域

事業の実施地域は、堀川・光陽地域を原則とする。

7. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から金曜日とする。

ただし、国民の祝日、年末年始、お盆等、法人が定める休業日については休業にする。

営業時間：午前８時２０分から午後５時２０分

サービス提供時間：午前９時から午後５時

8. 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

（１）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション	介護保険給付範囲内での在宅リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション	介護保険給付範囲内での在宅リハビリテーション

（２）提供するサービスの単位数（料金）について

※１単位＝１０．１７円

サービス内容	単位数
訪問リハビリテーション費（１回２０分以上）	３０８単位／回
介護予防訪問リハビリテーション費（１回２０分以上）	２９８単位／回
サービス提供体制強化加算Ⅰ（１回）（限度額管理の対象外）	６単位／回
口腔連携強化加算（１カ月に１回かぎり）	５０単位／回
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所後３ヶ月以内）	２００単位／日
退院時共同指導加算	６００単位／回
診療未実施減算	１回につき５０単位減算
１２月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	１回につき３０単位減算
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算(限度額管理の対象外)	所定単位数の５％を加算

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算では、運営規程に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に加算となります。

※その他の費用として、作業療法で使用する手工芸の材料や言語療法で使用する口腔ケア用品等については実費を頂く場合があります。

※有料駐車場を利用しなければならない場合には、別途駐車代を請求させていただきます。

（３）負担額について

総合単位数 × １０．１７ ＝ 費用総額

費用総額 × １割（２割又は３割） ＝ 利用者負担額

9. 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

- (1) 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。上記に係わる請求書は、利用明細を添えて1ヶ月ごとに発行します。
- (2) 利用料、利用者負担額及びその他の費用のお支払い方法は、口座振替もしくは現金でお支払いください。(双方合意した方法でのお支払いとなります) 入金の確認ができましたら領収書を発行します。

10. サービス内容に関する苦情等相談窓口について

【事業者の窓口】 富山城南病院	窓口担当者名：塚田 大紀 電話：076（491）3366 受付時間：月～金 8：20～17：20 苦情解決責任者：林 まゆみ
富山市役所 介護保険課	電話：076（443）2041～2044 受付時間：月～金 8：30～17：15
富山県国民健康保険団体連合会（国保連）	電話：076（431）9833 受付時間：月～金 8：30～17：00
富山県福祉サービス運営適正化委員会	電話：076（432）3280 受付時間：月～金 9：00～16：00

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

(2) 個人情報の保護について

事業所が保有する利用者の個人情報は、訪問リハビリテーション等サービスを提供する上で、円滑にサービスが行える目的として下記に示す事項において利用させていただきます。

①介護保険関係事業者の内部での利用

- ・当事業所が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス、介護保険事務、介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務（会計・経理、事故等の報告）等

②他の事業者等への情報提供

- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や医療機関等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・介護保険事務のうち、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出等
- ・損害賠償保険等に係わる保険会社等への相談又は届出等
- ・外部指導監査機関への情報提供

③当事業所の内部での利用

介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、学生等の実習への協力等

(3) 個人情報の安全・管理

利用者の個人情報は、適切な安全管理の元、他に漏洩することのないよう厳重に保管します。

※法令上、介護関係事業者が行う義務として明記されている事項においては、情報提供を行うこととします。

(利用者との関係)